

# ○福島市建設現場快適トイレ設置工事实施要領

制 定 令和3年4月1日

## (目的)

**第1条** 建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）設置工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

**第2条** この要領の対象となる工事は、土木工事及び建築関係工事積算基準を適用する工事のうち、受注者から希望があったものを対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 災害復旧工事等、緊急性のある工事
- (2) 借用スペース(敷地)の制限が大きい等、現場の状況により設置が困難であると判断される工事

## (快適トイレの仕様)

**第3条** 快適トイレには以下の仕様があるが、本要領でいう「快適トイレ」は、このうち「(1) 快適トイレに求める機能」、「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものを標準仕様とする。

なお、男性と女性が現場で働く場合は、男女別で各1基設置するものとする。

### (1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

### (2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

### (3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

#### (快適トイレ設置工事の実施方法)

- 第4条** 発注者は、快適トイレ設置工事の対象である旨、特記仕様書に明示するものとする。
- 2 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、監督員の承諾を得て実施するものとする。
  - 3 受注者は、設置する快適トイレが前条に示す標準仕様を満たすものであることを示す資料（カタログ等）及び「快適トイレ仕様チェックシート」を提出するものとする。

#### (快適トイレに要する費用)

- 第5条** 快適トイレに要する費用は、以下のとおりとする。
- (1) 快適トイレに要する費用は、当初設計に計上せず、変更設計時に計上するものとする。
  - (2) 前号1の費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)。
- 2 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費（率分）に含まれるものとし、積算上の差額の対象としない。
  - 3 費用の計上方法については、別紙1の積算の方法によるものとする。

#### (その他)

- 第6条** この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 快適トイレ 仕様チェックシート

### 工事諸元

契約番号	
工事名	
受注者	

### 快適トイレの内容

規 格	
見積単価	〇〇,〇〇〇円/(基・月)

### 設置予定期間

〇〇ヶ月 : R3.〇〇~R3.〇〇
--------------------

仕 様	施工計画書提出時 ※注1		施工時
	受注者	監督員	監督員
<b>1. 快適トイレに求める標準仕様【全項目必須】</b>	日付 /	日付 /	日付 /
① 洋式便座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) ※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑥ 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>2. 快適トイレとして活用するために備える付属品【全項目必須】</b>			
⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに必ず設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩ 鏡付き洗面台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>3. 推奨する仕様、付属品【任意】</b>			
⑫ 室内寸法900×900mm以上 (面積A=0.81m <sup>2</sup> 以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 擬音装置(機能を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ フィッティングボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 臭気対策機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1. 別添資料として、見積書及び上記内容を満たすことを示す書類(パンフレット等)を添付すること。

規格欄には、メーカー名、品名等を記載すること

## 建設現場における快適トイレの設置に関する運用について

## 1 特記仕様書への記載

「快適トイレの設置」対象工事において、別紙2の記載例を参考に特記仕様書への記載を行う。

## 2 積算の方法

## (1) 快適トイレの設置

- 標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。  
(女性が現場にいない場合は、この限りではない)
- 「快適トイレに求める機能①～⑥」及び「付属品として備えるもの⑦～⑪」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わない(設計変更の対象としない)こととする。
- 市場に全現場に相当する快適トイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。
- 工事現場に新たにトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には適用しない。)
- 監督員は、「快適トイレに求める機能①～⑥」及び「付属品として備えるもの⑦～⑪」について、内容が確認できる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとする。

## (2) 快適トイレの計上費用

- 快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで、土木工事については共通仮設費(営繕費)、建築工事については共通仮設費に計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)  
※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円/基・月(従来品相当額)を差し引いた額。
- 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を計上するものとする。
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/組・月上限まで計上可能とする。
- 土木工事標準積算基準を適用の場合、「付属品」の費用については別途計上しないが、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。  
以上のことから、快適トイレ設置の際には、現場環境改善費(率分)を1項目(現場環境改善(営繕関係))を必ず計上すること。  
また、積算上限額を超える費用についても別途計上しないが、上記の現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。  
運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。
- 建築関係工事積算基準を適用の場合、積算上限額を超える費用は別途計上しないが、「付属品」及び「推奨する仕様、付属品の費用」については、別途共通仮設費に計上できる。

## 【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）  
積算で計上する費用 : 51,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）  
積算で計上する費用 : 30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス 100,000 円／組・月の場合（積算上の差額 90,000 円）  
積算で計上する費用 : 90,000 円／組・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用  
男女別一体型ハウス 200,000 円／組・月の場合（積算上の差額 190,000 円）  
積算で計上する費用 : 102,000 円／組・月

※一体型ハウスの積算上の差額を計算する際の従来品相当額は「10,000 円／組・月」とする。

## 3 実施の方法

- (1) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、施工計画書の提出までに工事打合せ簿により、快適トイレの仕様及び設置期間、設置基数等の詳細について、監督員と協議を行うものとする。  
なお、快適トイレ設置を希望する旨の協議がない場合は、本要領は適用しない。
- (2) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、本要領により施工することができる。
- (3) 受注者は、協議の整った快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。  
また、「快適トイレ仕様チェックシート」に必要事項を記入し、標準仕様を満たす見積書（仕様及び付属品の内訳を明示したもの）を添付し、カタログ等の資料とともに、監督員に提出するものとする。
- (4) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが本要領の仕様を満たすことを「快適トイレ仕様チェックシート」により確認する。
- (5) 受注者は、監督員の確認を受けた快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに工事打合せ簿に設置完了写真を添えて監督員に提出するものとする。
- (6) 監督員は、設置された快適トイレを現場または机上にて「快適トイレ仕様チェックシート」によりチェックを行う。
- (7) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに月額の実態のわかる資料を監督員に提出するものとする。
- (8) 監督員は、提出された資料をもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。

#### 4 快適トイレの導入に当たっての配慮事項について

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、次の各号に配慮することとする。

##### (1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

##### (2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

##### (3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

##### (4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

##### (5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

##### (6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

## ■特記仕様書記載例

建設現場快適トイレの設置

(詳細は福島市ホームページを参照のこと)

本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

設置の可否については、現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。